

静岡県立大学短期大学部入学者選抜試験問題検討委員会規程

令和2年4月1日 規程第192号

(設置)

第1条 静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)の入学者選抜試験に係る聴講記述試験問題の作成及び実施、並びに小論文問題の作成、選定及び点検を実施し、併せて問題の質の向上を図るため、静岡県立大学短期大学部入学者選抜試験問題検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 聴講記述試験問題及び小論文問題の質の向上のため、次に掲げる事項を考慮して問題の作成及び選定を行うこと。
 - ア 聴講記述試験問題では、高等教育を受ける上で、最低限必要とされる聴く力、理解力及び思考力の有無を判断できること。
 - イ 小論文問題では、高等教育を受ける上で、最低限必要とされる教養の有無を判断できること。
 - ウ 問題を通して本学の求める学生像にふさわしいかどうかを判断できること。
 - エ 出題意図が適切であること。
- (2) 小論文問題における出題ミス防止のため、次に掲げる事項の点検を行うこと。
 - ア 設問内容が妥当であること。
 - イ 出題範囲が適切であること。
 - ウ 設問の日本語表現が適切であること。
 - エ 文章表記に誤り又は誤読の可能性がないこと。
 - オ 用いた記号、数字、文字、スペルに誤りがないこと。
 - カ 採点基準が適切であること。
 - キ その他委員長が特に必要とする事項
- (3) 聴講記述試験問題における出題ミス防止のため、次に掲げる事項の点検を行うこと。
 - ア 講義内容が妥当であること。
 - イ 設問内容が妥当であること。
 - ウ 出題範囲が適切であること。
 - エ 設問の日本語表現が適切であること。
 - オ 採点基準が適切であること。
 - カ その他委員長が特に必要とする事項
- (4) その他聴講記述試験問題及び小論文問題に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 短期大学部副部長
- (2) 各学科及び一般教育等の教員から短期大学部部長(以下「短大部長」という。)が選考し、短期大学部学長(以下「学長」という。)が指名する者

(3) その他学長が指名する者

(学内点検専門委員)

第4条 委員会に学内点検専門委員を置く。

2 学内点検専門委員は、第2条第2号及び第3号に規定する点検を実施する。

3 学内点検専門委員は、本学の教員のうちから、短大部長が選考し学長が指名する。

(学外点検専門委員)

第5条 委員会に、学外点検専門委員を置くことができる。

2 学外点検専門委員は、第2条第2号に規定する点検を実施する。

3 学外点検専門委員は、本学教員以外の者のうちから、短大部長が選考し学長が指名する。

(委員等の任期)

第6条 委員会委員(第3条第1号に掲げる委員を除く。)、学内点検専門委員及び学外点検専門委員(以下「委員等」という。)の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に掲げる委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(守秘義務)

第9条 委員長及び委員等は、聴講記述試験問題及び小論文問題に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、短期大学部学生部学生室において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。